

享保・元文期の摂津の農業経営と肥料

—武庫郡上瓦林村岡本家の場合—

はじめに

かつて戸谷敏之は、近世後期の農業類型を行って、民富の蓄積が認められる摂津型農業の設定を試みた。⁽¹⁾ つづいて古島敏雄らは、これを発展させて、天保期に綿作を中心とする商品作物生産が都市商業資本の吸着で行き詰まり、寄生地主経営に転換して幕末維新期を迎えること把握した。⁽²⁾ これにたいして山崎隆三らを中心に手作り二町程度の規模をもつ富農経営が松方デフレ期まで広範囲に存続していた事実が明らかにされ、富農経営の可能性が指摘された。⁽³⁾

上瓦林村岡本家については八木哲浩・今井林太郎『封建社会の農村構造』⁽⁴⁾がある。八木は、この成果をもとに『近世の商品流通』⁽⁵⁾や『西宮市史』⁽⁶⁾などを著し、中農経営が労賃のや肥料の高騰に悩ませられながらも松方デフレ期までもかく綿作などで利潤を生み出していたことを指摘している。

八木の分析は充実したもので、本論文で改めて論じるまでもない点が多い。ここで検討する作付け面積、反当たり収量、小作の推移など

ほとんどの要素は、すでに八木が詳細に分析している。しかしそれらは別々の部分として論じられ、山崎隆三のような系統だった農業経営の収支分析は行われていない。山崎の分析対象とした武庫郡西混陽村氏田家は、二、三町前後の手作り経営で、ほとんど小作地がなく、村役人以下の特別な地位をもたない、まったくの富農といつてよいものであった。これに対して、岡本家は古くから割元庄屋を勤め二町歩から六町歩に及ぶ大規模手作り経営で、地主的展開も見られた。このため要素が複雑で「万覚帳」が充実しているとは言っても、推計を加えなければならぬ面が少なくない。この点で、作業が煩雑な割には、不確かな面がともなうことは避けられない。

本稿もその点はまぬがれないが、岡本家「万覚帳」の魅力は、氏田家のデータが天明二年（一七八二）からであるのに対して、初見が享保二年（一七二七）からあり、五五年も遡ること、氏田家の帳簿が金銭出入帳的な性格で、事項記載が簡略なものであったのにならして、記載内容が豊富であること、とくに作付・収穫・販売や肥料購入について記述が豊富であることにある。

白川部 達夫

そこで限界を承知しつつも、データを整理する意味もあり、岡本家の手作り経営の収支分析を行うこととした。⁽⁷⁾ 分析は手作り経営部分なので、それに関係ない部分は排除しなければならぬが、同家が古くから割元庄屋を勤めていたため、これにともなう支出や、地主としての宛米取取と販売などを完全には区別できないことがあった。これらについては、各項で簡単に指摘することにする。

また八木の数値がすでに出ているものもあるが、それに頼らず、「万覚帳」から、筆者なりに計算し直した数値を使用することにした。数値の違いはこれによる。算出基準の違う場合は、その旨をできるだけ説明するようにしている。今回は、享保・元文期に分析対象を限定しているが、帳簿を分析するための予備的作業が多かったため当該時期に限定せざるを得なかった。以後、帳簿が充実している天保初年まで順次分析を行う予定である。

一 上瓦林村と岡本家

A 上瓦林村

まず、分析に必要な限りで、近世後期の上瓦林村と岡本家の概況を検討しておきたい。

摂津国武庫郡上瓦村は、西宮の郊外で武庫川下流の西岸に位置する村である。近世では、一貫して尼ヶ崎藩に属していた。宝暦一〇年（一七六〇）九月の「御巡見様御通行二付書上帳」では、本田畑高

四三八石七斗三升三合、面積五三町一反二畝三步で、未新田の分が本田畑高に組み込まれて四四二石五升六合となった。⁽⁸⁾ 外に申新田・辰新田・酉新田・新畑流作などがあるが、合計すると村高五二一石六斗七升四合で、ここから池床分と砂入分を引いて、五〇六石一斗四升七合が近世後期の村高であった。

この概要を表1に示した。新田まで含めて、田方が五三町六畝余、畑方が八町九反七畝余で、田方が八五パーセントに及ぶ圧倒的な田勝ちの村であった。近世になって武庫川堤が整備されたため、寛文五年（一六六五）には申新田が改められて比較的まとまった耕地が開発された。その後、辰新田・酉新田とわずかながら改めを受けたが、享保一六年（一七三一）には堤外に及んで流作場が改められた。こうして近世中期には、村の周辺は耕地化され、採草できる野原はほぼなくなった。このため、施肥は購入肥料に頼るしかなかった。

本田畑高は脇書きによると明暦元年改めとなっており、この時に高改めが行われたことがわかる。同村の検地は慶長一六年検地帳が初見で、明暦元年（一六五五）には地詰帳が残されており、これが本田高の起点にされている。ところで宝暦一〇年（一七六〇）の本田畑高の記載の下に、免が石高に対して八ツ一分とあり、高免であったことがわかる。尼ヶ崎藩では、ところによりかなり高免の村があったが、これは近世初期の村高を改めず、地詰めを行って面積を把握し、年貢だけをあげていったためと考えられる。ただ上瓦林村の明暦元年地詰帳

表1 上瓦林村の耕地構成

	等級	面積		石盛	分米	備考
		畝	歩			
本田畑	上田	401	2	13	52.139	外 52 畝荒木新田へ渡る 免 0.81
	中田	269	9	12	32.316	
	下田	993	27	10	99.39	
	下々田	3028	12	7	211.988	
	屋敷	156	1	11	17.164	
	上畑	3	14	11	0.381	
	中畑	4	3	10	0.41	
	下畑	403	25	7	28.268	
小計		5260	3		442.056	
未新田					3.323	田畑は本田の内に有
申新田	中田	71	1	12	8.524	寛文 5 巳年改
	下田	496	20	10	49.667	
	下々田	1	20	7	0.117	
	中畑	4	22	10	0.473	
	下畑	192	8	7	13.459	
	下々畑	11	7	5	0.562	
	下畑	39	23	7	2.784	
	下畑	6		7	0.42	
小計		823	11		76.006	
辰新田	下々畑	44	24	3	1.344	免 0.37 延宝 5 巳年、貞享元未年改
西新田	下々畑	31	6	3	0.936	免 0.15 宝永 5 子年改
新畑流作	下々田	44	12		1.332	免 0.11 享保 16 亥年改
小計		120	12		3.612	
合計		6203	26		521.674	1 反当たり 0.841 石

出典：宝暦 10 年 9 月「御巡見様御通行ニ付書上帳」(岡本家文書 H-1、11)

では、二五石八斗三升九合の打出しがあったと記しているの、
まったくの地詰丈量ではなかったようである。

用水は百間樋から西宮など井郷一四カ村で利用しているもの
が中心で、ほかに池が三カ所あった。家数は宝暦一〇年
(一七六〇)には六八軒、人別が二九四人で、牛が二〇疋となっ
ている。

作物は水田が中心であるが、貞享三年(一六八六)の「田畑
木綿作書出し帳」では田方一〇町六反五畝歩、畑方六反五畝
一〇歩、合計一一町三反一〇歩に木綿が作られていた。耕地面
積の二一パーセントが綿作地であったことがわかる。また上瓦
林村の本畑は八町九反七畝余であったので、水田にも木綿が作
られたことが明らかである。

しかし上瓦林村の場合、その後、堤防整備の過程で水はけが
悪化して、綿作が適さなくなり、菜種作に転換していったとい
われる。綿作村だった氏田家の西混陽村とは異なった条件とな
っていったのである。享和三年(一八〇三)の「菜種子石数
売払村々書上」^⑨では、上瓦林村は二一五石七斗の収穫があった
とされており、相当数の作付があったことがわかる。菜種は冬
作で、夏作の木綿のように稲作と競合せず、春に収穫して、そ
の売り払い代金で肥料代をまかしたといわれ、この頃好んで
作付された。この年の岡本家の「万覚帳」の菜種は三町六反四

畝の作付で二九石六斗の収穫があった。一反当たり八斗一升余の収穫となる。上瓦林村全体の反当り収量も同じと仮定すると、この年の同村の作付反別は、二六町六反二畝余だったことになる。一九世紀の初めには、裏作として菜種が大きな意味をもったことがわかる。

B 岡本家について

岡本家については、系図がないため、詳細はわからないが、古くから上瓦林村に居住し、近世では尼ヶ崎藩の大庄屋を代々勤めた。

明暦元年地詰帳より岡本家（市兵衛）の所持地を抜き出したものが表2である。これによれば同家は三町七反余の土地所持で、持高は石盛から計算すると二九石九斗三升八合となった。その後、享保一二年（一七二七）の年貢免割帳では、表3のように本田畑高二七石余に新田分が増加して、三八石余になった。寛延三年（一七五〇）には、やはり新畑が加わって、四〇石余となっている。享保一二年以降、元文期の土地所持状況は史料が欠けていてわからないが、基本的にはあまり変化がなかったと見られる。持高の増加も、新田が増加したためで、土地売買による集積などは見られない。

表2 明暦元年地詰検地の岡本家の所持地

	面積		石盛	石高	備考
	畝	歩			
上田	9	29	13	1.296	
中田	21	25	12	2.187	
下田	68	4	10	6.813	
下々田	227	26	7	15.951	
小計	327	24		26.247	
下畑	34	15	7	2.415	
屋敷	11	18	11	1.276	
小計	46	3		3.691	反当たり
合計	373	27		29.938	0.803

出典：明暦元年9月（寛文4年改）「撰州武庫郡上瓦林未之地詰帳」（岡本家文書 D1-2-1～2）

表3 岡本家の「免割帳」の高と年貢

	享保12年			享保17年			寛延3年		
	持高	年貢	免率	持高	年貢	免率	持高	年貢	免率
本田畑高	27.425	20.59	75.1	26.063	20.59	0.79	27.395	20.068	73.3
未新田	0.18	0.135	75	0.18	0.135	0.75	0.18	0.135	75
申新田	8.853	3	33.9	8.823	3	0.34	8.823	3.088	35
辰新田	1.344	0.497	37	1.344	0.497	0.37	1.344	0.407	30.3
酉新田	0.936	0.14	15	0.936	0.14	0.15	0.936	0.084	9
新畑				1.332	0	0	1.332	0.147	11
小計	38.738	24.362	62.9	38.678	24.362	63	40.01	23.929	59.8
延口米等		2.53			2.533			2.452	
合計	38.738	26.892	69.4	38.678	26.895	69.5	40.01	26.381	65.9

出典：享保12年、寛延3年は各年度の年貢米免割帳、享保17年は同年「万覚帳」の記載による。（岡本家文書）

免割帳からは年貢負担もわかるので、見ておくと、本田畑高では享保一二年(一七二七)には七五・一パーセント、寛延三年(一七五〇)には七三・三パーセントと高率の年貢が掛けられている。申・辰・酉・新畑などの年貢率が低いので、合計するとやや比率は低下するものの、年貢の高さは農業経営に影響する要素として指摘しておきたい。

ところで、やや時期が遅れるが、ほぼ文政初年と思われる岡本家の「所持田地調」が残っている。これを表4に示した。この史料では、一般の田畑(表では本田畑としてある)、申新田分、出作、帳外地と区分されており、申新田以外の新田が見当たらない。いっぽう一般の田畑のほとんどは明暦地詰段階の本田畑と思われるが、明暦地詰帳になかった下々畑がある。下々畑があるのは、申・辰・酉新田だったので、おそらく辰・酉新田部分だったのではないかと考えると、この調では、本田畑と申新田以外のほかの新田とが一緒にされていると見られる。

この調によれば、岡本家がこの時期、上瓦林村に所持していた耕地は、表4の本田畑と申新田合計して九町九反九畝二一歩の高請地と一町二反三畝二〇歩の帳外地だったことになる。このほかに出作分があるが、これは記述の通りなら、他村の地内にもっている岡本家の土地なので、上瓦林分には

表4 文政期「所持田地調帳」の岡本家の所持地構成

種目	等級	面積		石盛	石高	備考
		畝	歩			
本田畑	上田	56	23	13	7.38	有畝 886 畝 07 有畝率 108.4
	中田	15	23	12	1.892	
	下田	290	15	10	29.05	
	下々田	367	14	7	25.723	
	小計	730	15		64.045	
	中畑	2		10	2	
	下畑	65		7	4.55	
	下々畑	3	25	3	0.115	
	屋敷	16	2	11	1.767	
	小計	86	27		8.432	
合計	817	12		72.477		
申新田	中田	12	4	12	1.456	有畝 320 畝 有畝率 175.5
	下田	140	11	10	14.037	
	小計	152	15		15.493	
	下畑	40	8	7	2.819	
	下々畑	1	16	5	0.077	
	小計	41	24		2.896	
合計	182	9		18.389		
村内合計	999	21		90.866	有畝 1206 畝 07、有畝率 120.7	
出作	中田	13	6			
	下田	32	19			
	小計	45	25			
	下畑合計	20	2			
帳外他		123	20			

出典：「所持田地調帳」(岡本家文書 67-15)

含まれない。これらの土地の高を計算すると九〇石余であった。

この調には、有畝が記載されているので、本田畑部分と申新田で合計して、比較してみると、本田畑では有畝率は一〇八・四パーセントであったのにたいし、申新田では一七五・五パーセントに及んだ。兩者を合わせて平均すると一二〇・七パーセントとなる。本田畑では、明暦検地で地詰めが行われており、検地帳登録面積と実際の面積である有畝とは、あまり差がなくなっていたことがわかる。尼ヶ崎藩は石高は変更しなかったが、明暦検地で実地面積の把握を進め、これに基づいて年貢を強化していった。いっぽう、その後の新田については、強い把握は行わなかったようで、申新田の有畝率はかなり高くなった。帳外地を合わせると、より余得が出ると見られる。

この調べでは、岡本家の手作り地がわかるが、合計四町三反五畝二〇歩で、本田畑分二町三反七畝二〇歩、申新田一町三反六畝二三歩、出作二反一畝七歩、帳外地三反となつている。本田畑の二九パーセントを手作りしたのにたいし、申新田については、その七四・七パーセントを手作りしていた。この点で、有畝が多く年貢が低い申新田を手作りして、本田畑を小作に出す傾向があったといえる。もっとも所持地は手作り・小作にかかわらず、岡本家が年貢を負担することは変わらないので、有畝の多い土地を手作りしても有利になるかはよくわからない。

二 岡本家「万覚帳」について

岡本家の「万覚帳」の初見は享保一二年（一七二七）で、数年欠けて、享保一七年（一七三二）からは天保初年までほぼ内容の充実した記述がつづく。記載の内容は、時期により多少異なっているが、主要なものは、ほぼ連年記載されている。表5に元文期までの記載内容を示したが、ここでは、収支計算の前提として、その内容を検討しておく。

①作物石数覚・田俵石数覚 その年の収穫量を記載したものである。収穫は、俵表記の場合があるが、どの作物も一俵〓四斗で計算されている。作物石数覚は春作物で、茶・菜種・麦安・大麦・小麦・空豆や煙草が記載されることもある。田俵数覚は、秋作で米の収穫ごとの品種、集計と木綿の収穫が記載されている。収穫日で、早稲・中稲・晩稲の区別が可能である。また豆類など秋作の記載もあるが、ほとんどの場合、作付け面積や収穫は記載されていない。

②諸事売出覚 作物の売り出し記録である。菜種・木綿・空豆・米が中心で、麦類はまれにしか売られなかった。おそらく麦飯として自家消費されたのであろう。米は、当然宛米（小作米）も含まれたと考えられるから、自作地の収支計算からは除かれなければならない。こうした調整は後に検討する。また当該年度の収穫を次年度に販売することが菜種・木綿に見られたが、これについては、そのままとした。

表5 享保・元文期の岡本家の「万覚帳」の構成

享保12年 1727	享保17年 1732	享保18年 1733	享保19年 1734	享保20年 1735	元文元年 1736	元文2年 1737	元文3年 1738	元文4年 1739	元文5年 1740
作物石数覚 田菰石数覚 諸事売物覚 田畑宛米覚 家願覚 取替覚 田畑尿之覚 諸物覚 買物覚 万雇人之覚 あてて草之覚 春作物所々覚 田作物所々覚	作物取入石数覚 稲作石数覚 諸事売物覚 田畑宛米覚 自作惣高覚 家来給銀万差引 諸事取替覚 諸事尿灰買物覚 当座万附込 諸私覚 諸事買物通写 諸事雇人覚 麦作物所々覚 委作物所々覚 田作物所々覚	作方万取込石数覚 秋作覚 諸事売物覚 田畑宛米覚 宛米納方覚 家来給銀万差引 諸事取替覚 田畑尿灰買物覚 諸私渡銀覚 当借しかり付込覚 諸事雇人覚 麦作物所々覚 田作物所々覚	作物取入石数覚 秋作石付数覚 諸事売物覚 あて田米高覚 あて米納方請取覚 家来給銀差引 万取替覚 田畑尿灰買物覚 諸私渡銀覚 当座附込覚 万買物当座覚 万遺物之覚 万雇人之覚 田畑作物植付覚 田方植付所々覚	作物取込石数之覚 諸事作物売覚 あて田年貢高覚 あて年貢請取覚 召抱之者給銀差引覚 万取替之覚 尿灰買物覚 諸私金銀米錢渡覚 当座万附込覚 万買心覚 諸雇人覚 田畑麦作物植付所々覚 田方稲作物植付所々覚	諸事作物取込石数覚 稲作取入覚 諸事売物覚 宛田年貢高覚 年貢米請取差引覚 家来給銀差引覚 万取替物覚 尿灰買物覚 諸事金銀米錢渡之覚 当座差引附込覚 諸雇人覚 田畑麦作物植付所々覚 田方稲綿植付所々覚	諸事作物取込石数覚 秋作物取入覚 供作物取入覚 諸事売物覚 宛田年貢米覚 年貢米請取差引覚 家来給銀差引覚 万取かへへ覚 こえ灰買覚 金銀米錢払之覚 万附込当座覚 諸雇人覚 諸事雇人覚 田畑委作物植付所々覚 田畑秋作物植付覚	諸事作物石数覚 秋作物石数覚 諸事売物覚 田畑宛米年貢覚 年貢米差引覚 年季奉公人覚 万事取替覚 尿灰買物覚 金銀米錢払之覚 万附込当座覚 諸事雇人覚 田畑夏作物植付所々覚 田方植付所々覚	諸事作物石数覚 秋作物取入覚 諸事売物覚 田畑宛米年貢覚 年貢米請取差引覚 家来給銀万差引覚 万事取替物覚 尿灰万買入覚 金銀米錢万払覚 万事附込当座覚 万事雇人覚 田畑植付所々覚 田方植付所々覚 田畑夏作物植付所々覚 田方植付所々覚	

出典：各年年度の「万覚帳」(岡本家文書)

単年度では、データにゆがみが出るが、一〇年単位で見ると売るべきものは、どこかの時点で売るので、平均されることになるからである。

③田畑宛米覚 宛米の覚で、契約額と場合により、不作引き・丁簡引きなどの引き分が記載されている。宛米は年貢と小作料を合わせて地主が小作人から徴収するものとされる。表17に当該期の合計を示しておいた。宛米覚には、宛作人の所在や小字名が記載されているが、

その土地が上瓦林地内かどうか全面的に判断できる材料がない。したがって出作分が含まれている可能性があるが、他村の宛作人は二〜四名ほどで、上瓦林村のものが中心であったので、少なくとも当該期は、ほとんど上瓦林村地内の宛作地だったと考えられる。宛作米の量は、宛作契約の量ではなく、毎年の減免などを差し引いた実際、岡本家が収取したものを示したが、元文五年(一七四〇)は武庫川が決壊した年で、一カ所「皆無」と記載されているが、とくに引き方の記載

がない。このため当該期では、最大の宛米量となっている。

元文二年（一七三七）の「万覚帳」の宛田年貢米覚の項目では、末尾に次のような記載がある。

合拾八石九斗九升六合

内

五石八斗四升

内へ取分

残拾三石壹斗五升六合納ル分

この年の岡本家の宛米高は米一八石九斗余（実際計算してみると一九石六合となり若干誤差がある）であり、この内、五石八斗四升が岡本家の得分で、一三石一斗余が年貢として尼ヶ崎藩へ出されるということであろう。宛米の六九・三パーセントが年貢として吸収されていたことになる。ところで後で推定するように、この年の推定宛作地面積は有畝二町六畝であった。また同年の岡本家の手作りの水田反収は一石五斗三升二合であった。元文期では二番目に収獲がよかった年であるが、宛作地がすべて水田で同じだけ反収があったとして、その収獲は三一石五斗五升九合となる。これをもとに宛作人、地主、領主の取り分を計算すると表6のようになる。この年は豊作といつてよい年だったので、宛作人に比較的余裕が出るようになってきているが、地主取り分は収獲の一八・五パーセントにすぎず、反当たり二斗八升四合にしかなっていない。念のため元文元年～元文五年の間の岡本家の米の反当たり収獲量を平均して、同じ試算をしてみると、宛作人の取り分

もかなり減少することがわかる。結局、年貢による領主取り分の重さが、地主取り分や宛作人取り分を制約していることが指摘できる。

④宛米納方覚 享保一八年（一七三三）からこの項目が現れる。しかしどの年も③との整合性が欠けている。③の宛作人のごく一部しか④には現れず、③にない名前が出たりしている。例えば享保一八年についてみると、③の宛作人は一七名であったのにたいし、④では九名しか現れない。また④にない蔵納、灘渡りという名義が出てくる。元文元年（一七三六）には「年貢米請取差引之事」という項目になったりするので、差し引があったものだけを書き上げているとも見られる。このためここでは③のみデータとして利用することにした。

⑤家来覚（召抱之者給銀差引覚） 奉公人などの給銀や貸し付けなどを記録している。享保一二年（一七二七）には

表6 元文2年の領主・宛作人・地主取り分

	米生産量	年貢	地主取り分	作人取り分
元文2年	31.559	13.156	5.84	12.563
元文期平均	28.436	13.156	5.84	9.44
元文2年比重	100	41.7	18.5	39.8
元文期平均比重	100	46.3	20.5	33.2

出典：元文2年「万覚帳」、他各年度の「万覚帳」（岡本家文書）

注：宛作地面積は20.6反とした。反当たり収獲は米で元文2年は1石532とし、元文期平均は1.38石として計算した。

「家来覚」とあるように、享保期にはまだ下人的なものが残っており、その記載が若干ある。その後、年季奉公人や半季、月に何日と月極の奉公人などの記録がある。長年季奉公は、播磨・丹波の農村部が中心で、口減らし的な奉公で年に銀一匁程度の極めて安い賃銀で雇用された。月に何日と決めて、自宅から通いで勤める方が高い賃銀になっている。これらは労働力のところで具体的に検討することにする。

⑥取替覚 立て替えないし、貸し付けの記録である。大庄屋・地主として、村人などを対象に立て替えたり、貸し付けたりしているが、岡本家は金融を積極的に行った形跡はない。多少利子などは発生したと考えられるが、手作り経営の収支には関係がないため、検討の対象とはしなかった。

⑦田畑尿之覚 肥料の購入記録である。内容が豊富であるが、次項で検討するので、ここでは省略する。

⑧買物覚 ささまざまな買物の記録であるが、すべてを網羅しているわけではなく、仕切りなどを写しているようである。次の諸払覚との対応が完全ではないので、ここでは諸払覚を中心に分析することにした。ただ諸払覚では、一括されているような、購入した品物名が比較的丁寧に記載されているのが参考となる。

⑨諸払覚 日常のあらゆる支払いが記録されている。岡本家の日常支出をここで見るができる。ただ干鯛屋への支払いなどは、ここでも記録されて重複している。ほかも同様に重複する面があるので、

適宜、整理する必要がある。

⑩万雇人之覚 日雇いを中心とする雇い人の記録である。屋根葺きなどの職人や田植え労働などの雇用を記載している。これも次項で検討する。

⑪あて草之覚 宛米で小作させる以外に、一反にいくらか賃銀を出して耕作させることがあり、その代銀、嫁入り荷物の運送賃などが記載されている。項目はこの年だけで消えていく。

⑫春作物植所々覚 麦・菜種・大豆などの植え付け面積、小字を記載している。

⑬田作物植所々覚 植え付け米、木綿の品種・小字・面積などを記載している。

三 享保・元文期の岡本家の手作り収支

一、手作り収入の試算

岡本家の当該年度の手作り収支を計算するために、いくつかの要素を確認する必要がある。その基礎になる手作り地などを確認した上で、収入を試算しよう。

A 持高・手作面積・小作面積 まず持高であるが、享保一二年(一七二七)には三八石余で、享保一七年(一七三二)には、新畑が増加して四〇・〇二石となった。その後、元文期は史料が欠けているが、寛延三年(一七五〇)の免割帳でも、持高が変わっていない

表7 岡本家の所持地と高

年代	本田畑 (畝)	新田 (畝)	総計 (畝)	高 (石)	1反当たり高
明暦元年	373.27			29.938	0.803
文政初年	817.12	182.9	999.21	90.866	0.91
文政4年	807.11			72.169	0.894
天保9年	750.8			64.384	0.859

出典：明暦元年検地帳、文政初年「所持田地調帳」、文政4年、天保9年名寄帳（岡本家文書）

た。この間、持高は変更なかったと見てよいであろう。

岡本家の場合、耕地面積の史料があまりない。そこで持高から所持面積を算出する作業が必要である。このため表7のように、一反当たりの石高を算出した。これによれば、本田高だけを見れば、明暦元年（一六五五）は〇・八〇三石であり、その後、地詰帳をもとにした名寄帳では文政四年（一八二二）〇・八九四石、天保九年（一八三八）〇・八五九石と一反当たりの石高が増加している。石盛は、明暦元年地詰帳をもとにしているのと同じであるから、岡本家の一反当たりの石高の増加は、同家がその後土地を集積する過程で、平均的に石盛の高い上位の等級の土地を手に入れていたことを意味する。

本田畑平均の数値は一応判明したが、同家は新田分ももっているのので、これを含めた平均が望ましいことになる。そこで文政初年と考えられる「所持田畑調」について、石盛をもとにそれぞれの高を算出して、平均を出し

てみると一反当たり〇・九一石という数値が得られた。文政四年の本田畑だけの名寄帳では、〇・八九四石であるので、比較的近いものの、それ以上の高さになった。一般に新田の石高は、本田畑にたいして低いのであるが、上瓦林村の一番大きい申新田の石盛は、本田畑にたいしてあまり低くなかったため、申新田を多く所持していた岡本家の反当たり平均が高くなっている。宝暦一〇年（一七六〇）の史料で村全体の平均を見ても、本田畑が〇・八四石にたいして、新田は〇・八四五石と高くなっている。文政初年の「所持田畑調」でも本田畑〇・八八七石、申新田一・〇一石で平均して、〇・九一石という数値が出ている。文政四年（一八二二）の名寄帳の数値は、一筆ごとに分米の記載があり、これに基づいているが、その本田畑平均と文政初年の所持田畑調の計算値とあまり差はない。そこで今回は、この値をもとに、岡本家の所持地面積を計算することにした。このことをやや詳しく説明したのは、今後、この数値が基準となつて推計が行われるためである。

ところでこうして算出された岡本家の所持地面積は公式の検地帳などに現れる面積で、実面積（有畝）ではない。岡本家の「万覚帳」では、作付け面積が有畝で記されているため、有畝ベースでの面積を把握する必要がある。そこで文政初年の「所持田畑調」の有畝率一・二〇・七パーセントをもとに、実面積を算出した。

岡本家「万覚帳」に記載されている手作り地の表作と裏作の面積を

算出して、この表作面積を有畝の所持面積から差し引くと、残りが小作面積となる。こうして作成したものが表8である。これで自作・小作の比率がわかるが、ここでは自作率を示した。享保一八年(一七三三)より享保二〇年(一七三五)の三年間は自作率が七〇パーセント前後で高くなって、それを挟んで、五〇パーセント台になっている。享保一八年と同二〇年にだけ、表作に菜畑と大豆・煙草の作付記録が現れることもあるが、この時期、水田手作り面積の増加もあり、手作り全体が増加の傾向にあったことはいなめない。享保一七年(一七三二)は西国大飢饉のあった年で、その影響があった可能性もある。

B 作付反別および収穫と販売高

作物の作付反別の推移については、表9に示した。表作は、米・木綿が中心で、享保一八年(一七三三)は菜畑、同二〇年には大豆・煙草の作付が記載されている。他の年度では、これらの記載はないが、収穫に、煙草、夏豆・小豆・蕎麦などの記載はしばしば見られるので、おそらく記載のない年も一定量作付していたと考えられる。したがって表作の手作り

表8 岡本家の手作りと宛作の面積

	持高(石)	検地面積(畝)	有畝(畝)	手作地(畝)		宛作地(畝)	手作率
				表作	裏作		
享保12年	38.738	426	514	322	296	192	62.7
享保17年	40.01	440	531	302	304	229	56.9
享保18年		440	531	402	278	129	75.7
享保19年		440	531	381		150	71.8
享保20年		440	531	368		163	69.3
元文元年		440	531	363		168	68.4
元文2年		440	531	325		206	61.2
元文3年		440	531	316		215	59.5
元文4年		440	531	287		244	54.1
元文5年		440	531	297	316	234	55.9

出典：持高は各年度の年貢免割帳、手作地は各年度の万覚帳（岡本家文書）

表9 享保・元文期の岡本家の作付構成（単位・畝）

	品目	享保12年	享保17年	享保18年	享保19年	享保20年	元文元年	元文2年	元文3年	元文4年	元文5年
表作	米	255	259	314	341	319	293	243	222	224	212
	木綿	68	43	55	40	40	70	82	94	63	85
	菜畑			33							
	大豆					7					
	煙草					2					
	小計	323	302	402	381	368	363	325	316	287	297
裏作	菜種	53	75	50							90
	麦安	58	100	100							80
	大麦	80	52	60							30
	小麦	55	48	51							51
	空豆	50	29	17							25
	小計	296	304	278							316

出典：各年度の「万覚帳」（岡本家文書）

面積は、数反多くなるであろう。裏作は、享保一九年（一七三四）（元文四年（一七三九）まで記載が欠けているが、菜種・麦安・大麦・小麦・空豆が作られ、享保一八年以外は、ほぼ表作の面積に匹敵している。この内、麦安・大麦・小麦の比重が高かった。麦はほとんど売られず、食料として自家消費されている。販売に回される菜種・空豆は両者合わせて一町歩前後で、菜種が次第に多くなっていく傾向があった。

この時期は米を中心に、木綿・菜種の商品作物生産を行っていたが、木綿は上瓦林村では振るわなくなつたといわれ、菜種もそれほど顕著な作付拡大が行われてはいなかつた。おそらく食料としての麦の作付を確保する必要もあつたためであろう。商品作物の展開はあるものの、自給的制約がなお強かつたといえる。

表10に、「万覚帳」による収穫と販売および販売代銀の推移を示した。米については、収穫は手作り分だけの記載であるが、販売には宛米の分も含まれていると考えられる。したがって、手作り分だけに調整しなければならぬが、これは後で検討することにして、ここでは「万覚帳」の販売量と代銀を示した。販売には年貢分とされるものも記載されているが、これは除いた。また代銀が記載されていないものが若干あつたが、これはその年の平均米価で換算して繰り込んだ。一部には肥料代との相殺されたものもあつた。なお宛作料は米が基本なので、米以外の作物には宛作分は含まれず、手作り分と考えられる。

表作では、米の外に、木綿が販売された。木綿は作付け面積は記録があるが、手作り分の収穫はこの時期は記載がない。しかし毎年ではないにしても販売は行われている。作付け面積が多くなつた元文期には、収入の半分近くを占める時もあった。販売は木綿と実綿と記載されていることもある。諸払いの部門では綿打ちに支払いが行われており、収穫した木綿を繰り綿と実綿に分離・加工して売つたことがうかがえる。

ほかに茶が栽培されており、販売されているが、その数量はわずかである。茶は耕作面積には現れないので、菜園や畦などに作つたものである。商品として市場に出すというのではなく、近隣農民などの求めで分けたといったものであつた。

裏作では、麦類はほとんど売られなかつた。販売されたのは菜種と空豆で両者は、収穫分をほとんど販売している。ただ販売全体に占める比重はそれほど大きくはなつていなかった。

全体で、岡本家は多い時で、銀三貫二八匁余、少ない時で銀八四九匁余の現銀収入を得ていた。これらを平均すると、一年に銀一貫八九二匁余の現銀収入があつたことになる。なお、ここに宛米の収取高とこれを平均米価で販売した場合の銀額を補足した。表10は本来、現実の販売額を示すもので、数値は宛米部分も含まれている。したがってさらに宛米部分を追加するのは二重に含めることになるが、データを示す意味で同じ表のなかに表したので注意してほしい。デー

表 10 享保・元文期の岡本家手作地の収穫と販売 (単位: 収穫と販売石、代銀匁)

品目	享保12年		享保17年		享保18年		享保19年		享保20年	
	取穫	販売代銀	取穫	販売代銀	取穫	販売代銀	取穫	販売代銀	取穫	販売代銀
米	45.2	14.6	24.85	18.83	48.2	31.285	44.4	16.4	45.1	8
木綿	18本	900.3	3本	165					2本	172
茶	2.5斤		35斤		67斤		54斤	5斤	干茶7斤	28貫目
表作									生茶25貫目	10
菜畑										
大豆										
煙草										
菜種	5.1	4.8	5.2	5.07	3.16	3.16	6.3	5.1	4.8	4.8
裏作	9	2.4	7.2	4.4	5.6	8	8.4	8	8.15	5.25
大麦	16		4.4		8		3.2		3.6	
小麦	6.4		4.4		5.2		6.8		6.2	5.6
空豆	8.3	7.32	2.8	2.6	2.3	1.6	6.8	604	128	123.2
小計		1974.118		1839.85		1690.26		989.316		849.76
その他		まつき4								
手作合計		2138.118		1839.85		1693.42		989.316		849.76
宛米	15.7	684.237	19.53	1398.68	14.085	651.18	13.095	492.477	16.745	687.717

品目	元文元年		元文2年		元文3年		元文4年		元文5年	
	取穫	販売代銀	取穫	販売代銀	取穫	販売代銀	取穫	販売代銀	取穫	販売代銀
米	31	8	37.2	26	31.4	13.4	38.2	17.8	23	11.2
木綿	9本・ 2700目	434.545	14本 30斤	1282.74	30斤	1246.2	実綿10本 32斤	1471.85	933.332	
表作	40斤	1590	30斤	1382			実綿2本・ 木綿9本 10斤	1376		
茶			0.3				6		25斤	
菜畑										
大豆										
煙草										
菜種	3.32	151.8	4.8	345.6	5.1	4.987	3.6	4	6	6.282
裏作	9.2		9.2		8		8.8		8.6	552.82
小麦	6		4				4			
空豆	3.6		5		1.8				5.2	
小計	10.8	9.6	10.8	106	3.6	2.3	2.4	1.6	1.9	1.2
その他		2299.273		3116.34		85.4		88.8		56
手作合計		2299.273		8		1668.5		3286.25		1542.152
宛米	14.73	800.104	19.006	937.68	15.906	1478.299	21.016	1737.771	24.656	2054.659

出典: 各年度の「万覚帳」(岡本家文書)

表 11 享保・元文期の岡本家の手作地収入 (調整後) (単位: 銀匁)

品目	享保12年	享保17年	享保18年	享保19年	享保20年	元文元年	元文2年	元文3年	元文4年	元文5年
表作	米	1969.906	1779.685	2230.496	1669.795	1852.257	1683.858	1835.305	3158.682	1916.659
	木綿	900.3	165			172	1590	1382	1376	
	茶					10			6	
	菜畑 大豆 煙草									
裏作	菜種	192	253.5	180.12	229.5	216	151.8	345.6	343.6	552.82
	麦安	84								
	大麦 小麦 空豆	161.52	72.8	62.4	128	123.2	122.928	106	85.4	56
	小計	3307.726	2270.985	2473.016	2027.295	2373.457	3548.586	3668.905	3342.5	4973.082
その他	164						8			
手作合計	3471.726	2270.985	2473.016	2027.295	2373.457	3548.586	3676.905	3342.5	4973.082	2525.479
宛米	684.237	1398.68	651.18	492.477	687.717	800.104	937.68	1478.299	1737.771	2054.659
総合計	4155.963	3669.665	3124.196	2519.772	3061.174	4348.69	4614.585	4820.799	6710.853	4580.138

出典: 表10に同じ。

タのなかでは、元文五年だけ宛米が減額されていない。この年は、武庫川の堤が切れて上瓦林村は大打撃を受けたので、減額がない点は疑問がもたれる。皆無だったため、減額記載もしなかったとも考えられるが、とくに証拠もないのでこのままとした。

岡本家の所持地全体からあがる現銀収入の総額は把握できたが、米については宛米の部分が含まれている。ここでの目標は、手作り部分の収支計算であるので、この部分を控除しないと収支が計算できない。しかし控除という方法は現実には困難である。そこでここでは、

手作りの収穫米をすべて販売したとして、収入を計算することにした。手作り米の収穫量は毎年記載があるので、これを毎年の平均米価ですべて販売したとして収入を計算する。こうして得られたものが表11である。この場合、銀一貫目以上収入が多くなったことになるが、これは手作り分に掛かる年貢米などが引かれていないからで、支出の部分で調整されることになる。なおこの手続きを経た上で、表10に補足しておいた宛米部分を合算すると岡本家の全農業収入が計算できる。これによると岡本家の農業部門の粗収入は少ない年で二貫五一九

勿余、多い年で六貫七一〇勿余となったことがわかる。

二、手作り経営の支出

岡本家の農作物販売額が判明したので、つづいて、支出を検討したい。

A 年貢

年貢については、「年貢米免割帳」が残っているが、当該期には享保一二年分のほかに享保一七年分が「万覚帳」に写されているだけである。しかし享保一八年（一七三三）より元文五年（一七四〇）までの村割付状があるので、毎年の年貢率が判明する。岡本家の持高構成は、享保一七年（一七三二）より寛延三年（一七五〇）まで変化なかったもので、これに各年度の村ベースの年貢率を乗じて、「年貢米免割帳」と同様な年貢量を計算することができる。これを表12に示した。さらに延口米が本年貢高に対して七・二パーセント掛かるので、各年度で算出した。また砂入不足・ありき賃・おきな米・小割などの附加税は毎年変わらなかったと仮定して総合計を算出した。ここから庄屋給七斗八升三合、大庄屋給一石九斗三升二合を差し引いて、岡本家の総年貢量がとりあえず算出できる。庄屋・大庄屋給を控除すると、手作地の収支計算に政治的要因が入り込むことになる。しかし庄屋・大庄屋役を務める労働力をどのように算定して、手作り地経営の収支から差し引くか判断がむずかしい。そこでここでは、庄屋・大庄

屋給をその業務に必要なとされる労働力と仮定して、あらかじめ控除しておき、その分、外の収支では考慮しないことにした。年貢は、この時期、緩やかに上昇し元文四年（一七三九）に最大となり、翌元文五年には洪水のため急落する。

こうして岡本家の年貢米総額がわかるので、これを手作り面積と宛作地面積の比率で配分して、手作り地年貢を算出することにした。その結果を、岡本家から得られたその年の平均米価を乗じて、銀価格にして表示した。

B 家族と飯米支出

つづいて飯米の試算を検討する。これについては、麦と関係する。麦は基本的には食用として利用されたようで、「万覚帳」では、ほとんど販売されていなかった。おそらく麦を中心とした食事だったと考えられる。元禄期の紀州の状況を書いた『地方の聞書』（『才藏記』¹⁰）では、黍と麦食だったとしているが、享和三年（一八〇三）の河内の豪農橋本角左衛門が残した『家伝年中行事』には、常の食事は米二分に麦七、八分を交えたものとしている¹¹。少し時代が下るとこのように麦に米を交えた麦飯となる。さらに明治二年（一八八八）の統計では兵庫県を見ると、米五二・四パーセント、麦三五・一パーセントとなっている。一九世紀末には、米食が進んでいたことがわかる¹²。岡本家も麦と米を交えた食事だったと考えられる。

そこで「万覚帳」から、この時期麦の収穫は表10に示した。年によ

表 12 享保・元文期の岡本家の年貢負担

	享保12年		享保17年		享保18年		享保19年		享保20年		元文元年		元文2年		元文3年		元文4年		元文5年	
	年貢高	免	年貢米	年貢米	年貢米	年貢米	免	年貢米	年貢米	年貢米	年貢米	年貢米	免	年貢米	年貢米	年貢米	年貢米	年貢米	免	年貢米
本高	26,063	0.79	20.59	20.59	20.59	20.59	0.79	20.59	20.59	20.59	20.59	0.81	21.111	21.111	21.111	21.111	21.372	21.372	0.74	19,287
未新田	0.18	0.75	0.135	0.135	0.135	0.135	0.75	0.135	0.135	0.135	0.135	0.75	0.135	0.135	0.135	0.135	0.135	0.135	0.75	0.135
申新田	8,823	0.34	3	3	3	3	0.34	3	3	3	3	0.34	3	3	3	3	3	0.34	3	3
辰新田	1,344	0.37	0.497	0.497	0.497	0.497	0.37	0.497	0.497	0.497	0.497	0.37	0.497	0.497	0.497	0.497	0.497	0	0	0
酉新田	0.936	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0	0	0
新畑	1,332	0	0	0	0	0	0.1	0.133	0.133	0.133	0.133	0.1	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0	0	0
小計	38,678		24,362	24,362	24,362	24,362		24,495	24,495	24,495	24,495		25,016	25,016	25,016	25,016	25,277	25,277		22,422
延口米			1.735	1.735	1.735	1.735		1.744	1.744	1.744	1.744		1.781	1.781	1.781	1.8	1.8	1.8		1.596
砂入不足			0.036	0.036	0.036	0.036		0.036	0.036	0.036	0.036		0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036		0.036
ありき質			0.03	0.03	0.03	0.03		0.03	0.03	0.03	0.03		0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03		0.03
おきな米			0.003	0.003	0.003	0.003		0.003	0.003	0.003	0.003		0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003		0.003
小かかり			0.729	0.729	0.729	0.729		0.729	0.729	0.729	0.729		0.729	0.729	0.729	0.729	0.729	0.729		0.729
合計			26,892	26,895	26,895	26,895		27,037	27,037	27,037	27,037		27,595	27,595	27,595	27,595	27,875	27,875		24,816
給分を引いた年貢			24,177	24,18	24,18	24,18		24,322	24,322	24,322	24,322		24,88	24,88	24,88	24,88	25,16	25,16		22,101
手作分年貢米			15,159	13,758	13,758	13,304		17,463	16,855	16,855	16,636		17,018	14,804	14,804	14,804	13,612	13,612		12,355
同銀換算			660.66	985.307	847.036	847.036		656.749	692.235	903.634	903.634		839.6	1376.772	1125.549	1029.579	1029.579		97.46	812.163
宛米分年貢米			9,018	10,422	5,876	5,876		6,859	7,467	7,686	7,686		7,862	10,076	11,548	11,548	11,548		9,416	8,121.63
同銀換算			393,023	746,392	271,918	271,918		257,953	306.67	417,488	417,488		387.88	937,068	937,068	937,068	954,881		812,163	

出典：享保12年は「御年貢免割帳」、享保17年は「万覚帳」以下各年度の割付状より推定。

注：享保12年、同17年の本高は27,395石で、この内砂入引きが1,332石あったので、差引26,063石が年貢賦課対象の高となるが、煩雑なので表には年貢対象高だけを示した。庄屋給は0,783石、大庄屋給は1,932石、合計2,715石が給分であった。

り差はあるが、麦は平均一七石八斗の収穫があったことがわかる。麦は例外的に販売された以外は、ほかに使用された記録もないので基本的にすべて食料として消費されたと考えてよいであろう。もちろん麦といっても、麦安・大麦は搗いてそのまま食用とされたが、小麦は

まで九年間について、麦と米の消費について検討する。近世は太陰曆

りないので、一律に麦として合算して扱うことにした。粉にして利用され、同じではない。しかし自家消費されたことは変わりない。

そこで享保一七年(一七三二)から連続して元文五年(一七四〇)

のため閏月があることもあり、一年の日数が不定である。閏月のある年は一年が三八四日、ない年は三五四日ないし三五五日なので、数年平均しないと、その差が大きくなりすぎる。九年間の一年平均日数は三六七日となつて、ほぼ太陽暦程度になる。岡本家の家族は享保二年、享保一七年(一七三二)、元文二年(一七三七)の三カ年について宗門人別帳から明らかになる。享保一二年(一七二七)は男四人、女四人の八人家族で、享保一七年(一七三二)は七人、元文二年(一七三七)は六人になつた。そこで享保一七年から元文元年(一七三六)までは七人、元文二年からは六人として計算した。また奉公人は年季奉公人と丸居といわれる一年を通じて岡本家に居住して奉公したもので、夏季・冬季と半季だけのもの合わせて一〇人前後いた。家族は全員一年中、岡本家に居住して食事したとして、奉公人と丸居、半季については、一人一人事情があつて、岡本家にいない日数もあるの

で、記録の限りこれらを差し引くこととする。なおこれらの人員がどれだけ手作りに携わつたか判断することができない。少なくとも庄屋・大庄屋を勤めた岡本家の当主以下、若干は手作りの耕作に關与していないが、その算定ができないので、ここでは岡本家に与えられた、庄屋・大庄屋給をあらかじめ年貢から控除してこれにかえた。そこでここでは、家族・奉公人のすべてが手作り労働を行ったと仮定して、食事日数を合計し平均すると年に五三〇四日となる。この年の平均総

食事日数で、麦の平均残り額を除いてみると、一日一人三合四勺となる。

『日本食物史』¹³⁾によれば、麦は一合 \equiv 一〇〇グラムで、同じ重さで三四七キロカロリーあつたとされるので、麦三合四勺では、一一八〇キロカロリーとなる。これに米を一合五勺交えたとして計算してみると、米一合 \equiv 一四四グラムで、一〇〇グラム当たり三五〇キロカロリーであつたとされるので、ここから得られるカロリーは七五六キロカロリーとなつた。したがつて麦と米を合算すると一九三六キロカロリーとなり、『日本食物史』の示す二〇〇〇キロカロリー以上には及ばないものの、ほぼ近いカロリーが得られる。この場合、米の混入率は三〇・六パーセントになる。『家伝年中行事』の混入率に比べてやや多めだが、それほど差はないといえるだろう。

そこで岡本家では一日一人、麦三合四勺、米一合五勺を食料として消費したとして、各年度の消費量を算出することにする。なおすでにふれたが麦はほとんど販売されず自家消費されたので、初めから考慮しないことにする。まれば販売された場合は、剰余としてそのまま収入に含めておく。したがつて米についてだけ、算出して、これを当該年の米価により銀換算して、できあがつたのが表13である。これを飯米として控除することにする。

C 奉公人・日用などの賃銀

手作り経営の必要経費として、労働賃銀がある。岡本家で働いてい

表 13 享保・元文期の岡本家の家族・奉公人・飯米

	岡本家家族			奉公人など				1年日数	食事日数	麦の収穫	飯米	飯米の銀換算
	男	女	計	奉公人	丸居	半季	通い					
享保12年	4	4	8	6	2	2	2	384	6897	17.9322	10.346	450.899
享保17年	3	4	7	5	4	1	1	384	5524	18.782	8.286	593.419
享保18年			7	5	3	2	3	355	5550	18.87	8.325	385.248
享保19年			7	6	3	4	1	354	6450	21.93	9.675	363.857
享保20年			7	6	1	3	3	384	5582	18.979	8.373	343.879
元文元年			7	6	2	2	3	354	5512	18.741	8.268	449.101
元文2年	3	3	6	6	1	5	2	384	4681	15.915	7.022	346.437
元文3年			6	7	3	1	3	354	4612	15.681	6.918	643.374
元文4年			6	5	1	1	3	355	5076	17.258	7.614	629.584
元文5年			6	5	3	5	3	384	4749	16.147	7.124	593.664

出典：岡本家の家族は各年度の宗門人別帳、奉公人などは各年度の「万覚帳」による。（岡本家文書）

注：奉公人などの通いは参考のために示しただけで、食事日数には数えていない。また奉公人などの食事日数は勤め日数による。

たものは月廻り、丸居、年季奉公人、夏冬季と記載された半期と考えられる奉公人、田植など耕作を行う日用と家屋の修理などに携わった職人などがいた。月廻りは月に何日という契約で働いた通いのもので、村内ないし近隣に住んでいたと考えられる。いっぽう丸居は文字通り、岡本家内に住んで働いたものであるが、年季奉公人とは区別されている。宗門人別帳の岡本家のなかには記載がなく、一部は村内に名前があるものの、記載のない人物もいる。村内

ないし近隣のもののようで、賃銀は年季奉公人に比べて高い水準にあった。年季奉公人は丹波・播磨の遠隔地からきたもので証文をとり、人別送り状により村の宗門人別帳にも記載された。しかし宗門人別帳と対照してみると、すべて記載されているわけではなかった。奉公人賃銀は極めて安かった。長年季が多く、一年間に割ってみると銀一匁〜三匁などというものが多かった。例えば、享保一二年（一七二七）に年季奉公人として記載のある三介についてみると、享保三年（一七二八）から享保一三年（一七二八）までの一〇年季で、給銀五〇匁であったが、同人は享保一二年の宗門人別帳では二三歳であった。奉公に入ったのは一四歳の時だったことになる。また享保五年（一七二〇）から一〇年季で勤めたりんという女性は、給銀が銀二〇匁で享保一二年（一七二七）には一八歳で、勤めた当時は一一歳だった。このように口減らし的労働力として放出されるものを中心に、長年季となり、賃銀も安くなったと考えられる。年季奉公人の場合、給銀を年季で割って単年度の労賃を計算した。日用の場合、農業関係のものと家や蔵の修理など大工の雇用、綿打ち賃などがあつた。農業では田植え労働にまつた雇用があつたが、ほかに農地を労賃で耕作させることもわずかであるが行われていた。宛作に出すことができず、手が回らなかったものを耕作させたのであろう。家屋や蔵の修繕などは、耕作労働ではないが、家経営の一部として、経費に入れておいた。なお田植え労働については、一部諸払いの項に記

表 14 享保・元文期の岡本家の労賃支出

	享保12年	享保17年	享保18年	享保19年	享保20年	元文元年	元文2年	元文3年	元文4年	元文5年
月廻り	40	35	80	2.4	77.26	63	100	200	205	140
丸居	105	186	150	150	35	120	90	110	200	140
奉公人	35.025	27.693	54.69	18.69	31.357	7.023	8.898	24.75	24.75	25
春冬季		15	22	47	13	10	72	10	70	32.5
日用	86.008	97.623	30.966	71.517	72.914	63.898	184.013	158.225	119.66	84.526
その他					35	70		35.5		
合計	266.033	361.316	337.656	289.607	264.531	333.921	454.911	538.475	619.41	422.026
手作り面積	322	302	402	381	368	363	325	316	287	297
反当たり労賃	8.262	12.494	8.399	7.601	7.188	9.199	13.997	17.04	21.582	14.21

出典：各年度の「万覚帳」(岡本家文書)

注：早乙女賃を享保17年は16匁、元文3年は864文、元文4年は10匁諸払い覚から移して日用の項に加えた。

表 15 享保・元文期の肥料購入額 (単位・銀匁)

品目	享保12年	享保17年	享保18年	享保19年	享保20年	元文元年	元文2年	元文3年	元文4年	元文5年
干鰯	403.2	538	629.9	513.4	559.7	310.9	405.4	393.6	1137	874.4
メ粕	20.6									
その他魚肥		19	77.5				37.8	379		
干粕		90		26.8		66			725	390
油粕		19.2	124.9	53.2	100	99	117.6	102.8	103.8	
その他粕		35	22.6	88.8			139.1			
灰	33.57	0.716			31.684	21.794	22.064	13.6	12.224	
屎尿	5.666	2.149	3.702	54.532	59.552	168.386	130.741		214.989	
合計	463.036	704.065	858.602	736.732	750.936	666.08	852.705	889	2193.013	1264.4

出典：各年度の「万覚帳」(岡本家文書)

載されることがあったので、その場合、労賃の項に移動させて計算した。またその他は、年季がはっきりしないものを数えている。単年度になっているが、年季が記載されていないだけでも知れないので、やや過大評価されている可能性があるが、そのままとした。

これらの労賃をまとめると、表14のようになる。元文期になると次第に労賃支出が大きくなっているが、手作り面積の推移と比較すると、元文期には手作り面積は減少気味なので、労賃の増加は手作り面積とは関係なく動いていたと見られる。元文二年(一七三七)に貨幣改鑄があるので、これにともなう物価変動が関係している可能性はあろう。

D 肥料の購入費

手作り経営の経費として大きいものの一つに肥料の購入費がある。ことに上瓦林村は村とその周辺に採草地がなく、かなり早い段階から購入肥料に頼らざるを得なかった。表15に享保・元文期の購入肥料とその銀額を示したが、享保一二年(一七二七)の銀四六二匁余を最低にして、銀七、八〇匁で推移して、元文四年(一七三九)には銀二貫一九三匁余にまでなった。

肥料の種類は、干鰯と干粕・油粕、灰・屎尿が中心であった。干鰯は、尼ヶ崎の肥料商梶屋久右衛門を中心に西宮の鮎屋五郎兵衛、善塔善兵衛、今津の小湊屋権兵衛、尼ヶ崎の船屋治兵衛などから買っている。この時期、継続取り引きがつづいたのは尼ヶ崎の梶屋久右衛

門と西宮の善塔善兵衛であった。梶屋久右衛門は、干鰯を中心に平子など魚肥が中心で、善塔善兵衛の場合、干鰯の外に干粕、油粕などを販売した。西宮は酒造業の発達した地域であるので、その絞りかすである干粕や灘目地域の油絞りから出る油粕が入手しやすかったのである。梶屋や善塔善兵衛の場合、継続取り引きなので、期末に一部支払って残りを次回に送る差し継ぎの勘定が行われていた。善塔善兵衛の享保二〇年（一七三五）の項目を見ると次のようになっている。

（二月）
同十七日

一、干鰯式俵

拾壹匁替

善とう

善兵衛

代廿五匁

（中略）

メ九拾八匁

又 三百拾三匁三分

十一月廿二日迄留二

此り廿五匁七分式り

元利メ三百三拾九匁式り

式百九拾匁七分

寅年残り

此り四拾壹匁五分七り

元りメ三百三拾式匁式分七り

三口合七百六九匁式分九厘

内

式百三拾式匁八分五り

菜種代継

百五拾六匁

米代継

残三百八拾匁四分四り

かけ

これは善塔から出された仕切状を写したものと思われる。一二月から一二月までの購入分の干鰯一〇俵の代銀九八匁を請求するとともに、この年の四月二日に売った干鰯二九俵分の代銀三一三匁三分を利子二五匁七分二厘と一緒に請求している。また前年寅年（享保一九年）の残額にも利銀を付け、三口合わせて銀七六九匁余を計上し、そこから菜種と米で受け取った代金を引いて、残銀三八〇匁四分四厘が掛けになっているとしている。同年の「諸払金銀米錢渡覚」の項目には年末に支払い記事がないので、このまま掛けになったようである。また善兵衛の場合、菜種と米で支払い精算していたことがわかる。善塔とはこうした生産物決済が一部行われていた。しかし尼ヶ崎の梶屋とは生産物決済は行われていなかった。なお利子は寅年残り分がほぼ一年と考えられるので計算すると年利一四・三パーセントになる。月利にすると一・一九パーセントでほぼ一・二パーセントだったと考えられる。四月に売った干鰯についても、月利一・一七パーセントになるので、ほぼ同じだったといえるであろう。「作物取込石数之覚」と「諸事作物売覚」を見ると、菜種は収穫四石八斗のすべてを四月に渡し、通いの差し引きに入れて、干鰯代としたことがわかる。また米は

一月から二月まで一〇俵(四石)を順次渡し、干鯛代にしている。享保一七年(一七三二)から元文元年(一七三六)までは、菜種は収穫のほぼ全部を善兵衛が買っているが、以後は別のものが買うようになった。

干粕・油粕などは善塔善兵衛が中心で販売し、別に白油(ごまの絞り粕)は、西宮のかせ屋利右衛門、かせ屋平蔵から購入している。

灰も、販売するものがいたようで下(西)新田の藤兵衛や七松村八兵衛・彦兵衛、小路の庄兵衛などから恒常的に買っている。灰は銭貨で支払われることがあった。銀への換算はこの時期、大坂両替相場が欠けている場合が多いので、「万覚帳」から記載を抽出し、これに基づいて換算した。

屎尿では、汲み取り契約をして、代物は米・餅米で支払った。享保一八年(一七三三)までは、村周辺の個人からわずかな買い取りであったが、享保一九年(一七三四)には西宮の大明屋七左衛門・干物屋市郎兵衛などからまとまって入手した。大明屋には米七斗、干物屋には米四斗を渡している。おそらく彼らが所持する借家などから汲み取る代償として支払われたものである。これも岡本家が販売した米の平均米価をもとに銀に換算した。また元文元年(一七三六)には西宮小網中吉兵衛出店と米二石で汲み取り契約しており、まとまった屎尿を入手した。元文三年(一七三八)は屎尿の記事がないが、前後の年には小網中吉兵衛店と善塔孫兵衛から汲み取った記事があるの

で、おそらく記載漏れだったのではないかと考えられる。ただここではそのままとした。

E 日常支出

最後に、万覚帳の諸支払いから日常的な経費を算出しておく。この項目は、支払いをその都度日付ごとに記載したもので、多様なものが記載されている。肥料などは、春と年末に、一部を支払っていて、その記載がある。しかし肥料の項目で、当該年度については一括して支払ったこととして計算するので、こうした項目は削除して二重にならないようにした。また早乙女代などは、雇い人の支払い項目と二重になったり、諸払いの項に記載されていたりする。大工の手間賃なども一両方に現れるが、明確に二重とわかったもの以外は移動させなかった。移動する場合は、雇い人の方へ移動して処理した。醤油などの食品、鍬や梶屋への支払いなど農具類、釘などの非自給物資、灯油や油代、無尽講掛け銀・利払いなどのほか支配割、用水樋の修理銀などが含まれる。支配割や樋の修理銀あるいは村にかかわる連判の分担銀などは本来、年貢諸掛かりで処理した方が適切かも知れない。しかしその移動はかなり複雑な手続きをとまうので、ここではそれまで含めて日常支出として処理した。なお連判銀の利払いが銀四二〇匁程度現れるが、これは立て替えの項目に記載されることもあり、岡本家が大庄屋として何らかの連判借銀を行ったものと考えられる。したがって岡本家が家として借りたものではないので、ここでははずした。また

表 16 享保・元文期の岡本家の日常支出

年代	支出	大きな支出	その他
享保 12 年	2631.441	河内屋又兵衛 820 匁、武兵衛他 395.7 匁	講掛け麦安 0.373 石 講掛け麦安 0.373 石
享保 17 年	995.149	利銀 6 口 310 匁	
享保 18 年	715.449	支配銀割 40.72 匁	
享保 19 年	770.651	支配銀割 40.72 匁、預り銀利分 182 匁	
享保 20 年	667.688	頼母子掛け銀 55.55 匁	
元文元年	498.891		
元文 2 年	1484.67	河内屋又兵衛 185.1 匁、利銀 3 口 452 匁	
元文 3 年	1723.965	祝儀調物代 235 匁、西宮松井吉右衛門 242.5 匁、河内屋又兵衛 113.4 匁	
元文 4 年	1832.773	利銀 4 口 484 匁、河内屋又兵衛 110 匁	
元文 5 年	1014.668	河内屋又兵衛通い残り 195 匁	

出典：各年度の「万覚帳」（岡本家文書）

注：その他の頼母子講掛け麦安は、麦安の価格が判明しないので、計算には加えなかった。

買物の項を見ると西宮の「かせや理右衛門」「ざこや十郎兵衛」「中西や伊右衛門」など岡本家に入りして、通いで油、塩などを供給していた商人がいたことがわかる。彼らは盆暮れにまとまって支払いを受けて担当のものを岡本家に納めていた。

こうして得られたものが表16である。日常支出は最大で、享保一二年（一七二七）の銀二貫六三一匁余から最低で元文元年（一七三六）の銀四九八匁まで大きな開きがある。しかし大きな支出の項目を見るとなにか通常ではない出費がある

年が出銀が大きくなっている。享保一二年（一七二七）には河内屋又兵衛に銀八二〇匁の支払いが一時に行われており、これと武兵衛への支払いなどでまとめられている項目の銀三九五匁余でこの年の支出の半分程度を占めている。武兵衛と一括された支払いは諸道具代とあるので、婚礼などが想定されるかも知れない。河内屋又兵衛にはその後も支払いをつづけ、元文五年（一七四〇）に通いの残りを支払ったとある。また享保一七年（一七三二）からは借財の利分支払いが大きな比重を占めるようになる。享保二〇年（一七三五）や元文元年（一七三六）のように利払いがない年は、日常支出はそれほど大きくはならない。多い年も利払い分を除けば享保二〇年程度の支出で済むと考えられる。元文三年（一七三八）は婚礼があつたのとなにか建築が行われたようで材木代などがあり支出も大きくなった。また元文四年は利払いが復活している。

まとめ

以上、岡本家の享保・元文期の収入、支出の主要な要素が算出できたので、これをまとめて収支計算をすることができる。これにより作成したものが表17である。

表17には平均値を算出しておいたが、享保後半から元文五年まで、岡本家の経営は手作地では収入が銀三貫六八匁余、支出が銀三貫九五匁余で差引銀八八三匁余の支出超過であつた。これを宛米で補って

表 17 享保・元文期の岡本家の収支 (単位：銀匁)

年代	手作地					宛作地					総合計	
	手作り地収入	年貢	飯米	労賃	肥料代	諸払い	支出合計	手作り収支	宛米	宛米年貢		宛米収入
享保12年	322	660.66	450.899	266.033	463.036	2631.441	4472.069	-1000.343	684.237	393.023	291.214	-709.129
享保17年	302	985.307	593.419	361.316	704.065	995.149	3639.256	-1368.271	1398.68	746.392	652.288	-715.983
享保18年	402	847.036	385.248	337.656	858.602	715.449	3143.991	-670.975	651.18	271.918	379.262	-291.713
享保19年	381	2027.295	363.857	289.607	736.732	770.651	2817.596	-790.301	492.477	257.953	234.524	-555.777
享保20年	368	2373.457	343.879	264.531	750.936	667.688	2719.269	-345.812	687.717	306.67	381.047	35.235
元文元年	363	3548.586	449.101	333.921	666.08	498.891	2851.627	696.959	800.104	417.488	382.616	1079.575
元文2年	325	3676.905	839.6	346.437	454.911	852.705	3978.323	-301.418	937.68	387.88	549.8	248.382
元文3年	316	3342.5	643.374	538.475	889	1723.965	5171.586	-1829.086	1478.299	937.068	541.231	-1287.855
元文4年	287	4973.082	1125.549	629.584	619.41	2193.013	6400.329	-1427.247	1737.771	954.881	782.89	-644.357
元文5年	297	2525.479	593.664	422.026	1264.4	1014.668	4324.337	-1798.858	2054.659	812.163	1242.496	-556.362
平均	336.3	3068.303	479.946	388.789	937.857	1233.535	3951.838	-883.535	1092.28	548.544	543.737	-339.798

出典：表8～表16。

も銀三三九匁余の不足が出ている。支出の大きい部分は年貢二・四パーセント、肥料代二四・一パーセントと諸払い三一・八パーセントだった。したがって諸払いが大きな比重を占めたが、そのなかでも利分の払いが一定の比重を占めていたことはふれた通りである。なお手作り地収入と宛米収入を合計して、同じく手作り地と宛作地にかかる年貢を合算したものを比較すると、三四・七パーセントとなり、岡本家にかかる年貢の比重もかなり高かったことがわかる。年貢、肥料代、利払いなどが岡本家の経営を圧迫していたことはうかがえる。肥料代もしばしば差し継いでおり、経営は決して楽ではなかったといえる。こ

の時期、岡本家は元禄・享保期に顕著になった戦国以来の土豪百姓の没落の危機からなお脱してはいなかったといえるかも知れない。なお最後に、計算の基礎となった米価、銭と銀の換算率を表18にあげておく。岡本家の換算率と大坂相場には相当違いが出たこともあるが、検証する方法もないことから、ここでは岡本家のデータを基礎とした。以上、簡単に享保・元文期の岡本家の農業経営を見てきたが、今後はここで固めた分析枠組みを展開させて、文政・天保期までの同家の経営展開を明らかにしたい。

表 18 岡本家から見た米価・銭価

		享保 12年	享保 17年	享保 18年	享保 19年	享保 20年	元文 元年	元文 2年	元文 3年	元文 4年	元文 5年
岡本家	米価 1石→銀	43.582	71.617	46.276	37.608	41.07	54.318	49.336	93	82.688	83.333
	銀 1匁→銭	78.82	86.77	81.967	84.388	83.333	78.947	54.348	46.01	45.81	49.323
大坂	米価 1石→銀	38.3	79.2	46.9	35.2	43.2	47.4	51.9	89.9	68.8	81.4
	銀 1匁→銭			83.3				55.6	56.5	46.1	

出典：米価と銀 1匁当たりの銭相場は各年度の「万覚帳」から算出した。大坂相場は、『日本歴史大事典』4（小学館、2001年）の「近世米価・貨幣相場一覧」による。

注：単位は銀は匁、銭は文である。

- 注
- (1) 戸谷敏之『近世農業経営史論』（日本評論社、一九四九年）。
 - (2) 古島敏雄・永原慶二『商品生産と寄生地主制』（東京大学出版会、一九五四年）。
 - (3) 山崎隆三『地主制成立期の農業構造』（青木書店、一九六一年）。以下、岡光夫『近世農業経営の展開』（ミネルヴァ書房、一九六六年）、竹安繁治『近世畿内農業の構造』（御茶の水書房、一九六九年）など。
 - (4) 八木哲浩他『封建社会の農業構造』（有斐閣、一九五五年）。
 - (5) 八木哲浩『近世の商品流通』（塙書房、一九六二年）。
 - (6) 魚住惣太郎編『西宮市史』二巻（西宮市役所、一九六〇年）。
 - (7) 拙稿「畿内先進地域の豪農と肥料商人」（『東洋大学文学部紀要』六一集史学科篇三三三号、二〇〇八年）で岡本家の「万覚帳」をもとに肥料購入と文政・天保期の収支分析を行ったことがある。本論は、その成果を踏まえ全面的に農業経営の分析を行うための準備作業である。なお岡本家文書は、現在、

- (8) 西宮市立郷土資料館所管となっている。またそのマイクロフィルム版が尼ヶ崎市立地域研究史料館に所蔵されている。本研究はその両者をもとにしている。ここではとくに断らない限り、両史料をもとにしている。
 - (9) 岡本家文書H11。
 - (10) 岡本家文書J11516。
 - (11) 小野武夫編『近世地方経済史料』二巻（吉川弘文館、一九六九年）。
 - (12) 大阪府立大学所管・河内国丹北郡三宅村橋本家文書二二九番。大豆生田稔『お米と食の近代史』（吉川弘文館、二〇〇七年）六四五頁。表5。
 - (13) 江原絢子他『日本食物史』（吉川弘文館、二〇〇九年）一八三頁。同書から
米一合一四四g、米一〇〇g、三五〇キロカロリ
麦一合一〇〇g、米一〇〇g、三四七キロカロリ
という数値を得ることができる。
- 付記 本論文は二〇一四（二〇一六）年文部科学省科学研究費補助「近世の肥料商と農業経営」（課題番号二三五二〇八三二）の研究成果の一部である。同報告書白川部達夫編『近世の肥料商と農業経営』（二〇一七年）に収録したものに若干手を加えて発表するものである。本論文作成にあたっては、岡本家および西宮市立郷土資料館、尼ヶ崎市立地域研究史料館、大阪府立大学などの協力を得た。記して深謝の意を表す次第です。
- キーワード 農業経営 肥料 干鰯 撰津 豪農